

生命保険会社の経営破綻(1)

武 田 久 義

目 次

- 一. はじめに
- 二. 生命保険会社の経営破綻と処理
 - (1) 日産生命保険相互会社
 - (2) 東邦生命保険相互会社
 - (3) 第百生命保険相互会社
 - (4) 大正生命保険株式会社
 - (5) 千代田生命保険相互会社
 - (6) 協栄生命保険株式会社 (以上本号)
- 三. 経営破綻の背景
- 四. 経営破綻への対処
- 五. 経営破綻と対処の意味するもの—むすびにかえて—

一. はじめに

近年、日本の保険事業は大きく変化した。そして大きな変化の中でもとくに注目されるものが、生命保険会社が経営破綻を起こしたということであろう。戦後の半世紀以上にわたって、生命保険会社は破綻することはなかった。1997年4月に日産生命が経営破綻によって88年の幕を閉じる以前、国内生保は20社が営業を行っていた。それが4年と経たない間に7社が破綻した。それまで、国民のほとんどが「生命保険会社は破綻しないもの」と思いこんで

いた。それは、生命保険は「万が一」の場合の生活の保障のために存在するものだからである。だからこそ国民は、時には何十年という長期間あるいは生涯にわたる「将来の保障」を約束した生命保険に加入していたのである。生命保険会社の経営破綻は、日本の保険事業における大きな変化の筆頭にあげべきものであろう。

このほか、経営破綻以外にも1995年5月、56年ぶりに「保険業法」の抜本的改正が行われたり、保険事業における様々な自由化、外国保険会社の参入と保険会社を含めた金融機関の再編等があった。また、相互会社の株式会社への組織変更等も近年における大きな変化である。しかしここでは、生命保険会社の経営破綻を中心に保険事業における変化の一面について考察を進めていく。そしてその他の変化については、別の機会に論じることとする。

ところで、生命保険会社の経営破綻の原因としては、一般的に逆ザヤ、株式含み益の枯渇、不良債権問題等があげられている。このことは、間違いではないであろう。それでは、なぜこのような現象が発生したのか。このような現象の発生は、金融事業における大きな変化、そして日本の社会経済現象における大きな変化と深い関わりを持っていることは明らかである。しかし本稿では、生命保険会社の経営破綻とそれへの対処という保険事業における大きな変化のプロセスをできるだけ詳しく観察することを通じて、大きな変化の意味するものを考えていきたい。本稿は、日本における経済および社会の大転換の原因となったものにアプローチするための準備作業の一つである¹⁾。

二. 生命保険会社の破綻と処理

1997年4月に日産生命保険相互会社が破綻した。生命保険会社としては、戦後初めての破綻である。その後わずか4年の間に(表-1)に見るように、

1) 本稿の記述にあたって、その多くを株式会社保険研究所発行の『インシュアランス(生保版)』の各号に負っている。同誌からの引用に際し、特別の場合を除いて注記しなかったが、ここにそのことをお断りするとともに深い感謝の意を表する次第である。

(表-1)

	日産生命	東邦生命
経営破綻日	1997. 4. 25.	1999. 6. 4.
手続の種類	保険業法	保険業法
資金援助額	2000億円	3813億円
新会社名	あおば生命	ジー・イー・エジソン生命
新会社への移行形式	包括移転	包括移転
	第百生命	大正生命
経営破綻日	2000. 5. 31.	2000. 8. 28.
手続の種類	保険業法	保険業法
資金援助額	1450億円	262億円
新会社名	マニユライフ生命	あざみ生命
新会社への移行形式	包括移転	包括移転
	千代田生命	協栄生命
経営破綻日	2000. 10. 9.	2000. 10. 20.
手続の種類	更正特例法	更正特例法
資金援助額	なし	なし
新会社名	エイアイジー・スター生命	ジブラルタ生命
新会社への移行形式	株式会社化	商号変更
	東京生命	
経営破綻日	2001. 3. 23.	
手続の種類	更正特例法	
資金援助額	なし	
新会社名	T & D フィナンシャル生命	
新会社への移行形式	株式会社化	

生保7社が破綻している。1980年代には、マスコミにおいて「ザ・セイホ」という言葉すら頻繁に用いられた。それが、半世紀以上にもわたる「不倒神話」を覆して倒産したのである。

そしてまた、このわずか4年という短期間に、破綻各社に対する処理方法も次のようにめまぐるしく変化している。

日産生命に対する救済は、1995年の保険業法の改正によって設けられた

「生命保険契約者保護基金」によってなされた。しかし、この制度による救済が不十分であることが明らかとなったので、1998年の保険業法の改正によってそれを包括した新しい制度、すなわち「生命保険契約者保護機構」が設立された。東邦生命、第百生命、大正生命の3社は、生命保険契約者保護機構から支援を受けている。その後2000年の「金融機関の更正手続の特例等に関する法律」（更正特例法）の改正によって、相互会社も更正手続きを利用することが可能となった。千代田生命以降に経営破綻した3社は「更正特例法」を申請し、生命保険契約者保護機構による救済を申請していない。なお、以上の救済・処理を中心とした制度的側面に関しては、後述する。したがって、本節では破綻の経緯とその処理について、事実関係を中心に見ていくこととする。

（1）日産生命保険相互会社

最初に、日産生命の経営破綻について述べるとしよう。

日産生命に対して、1997年4月25日、大蔵省から「業務の一部停止命令」並びに「業務・財産の管理命令処分」が発動された。すなわち、「保険契約の締結、解約等の業務について」停止が命じられるとともに、保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われた。また保険管理人には生命保険協会が選任された。そして、同時に「生命保険契約者保護基金」および関係業界に対して支援の要請がなされたのである。また、次のような大蔵大臣の談話も発表された。「生命保険会社各社は、低金利、株価の低迷等厳しい経営環境のなか、リストラ等を強力に進め、その成果が現れてきているところであり、日産生命保険相互会社と同様の状況にある生命保険会社はないものと考えている」と。それと同時に、大蔵大臣は「保険契約者のため万全な体制を作りたい」と、保険契約者を100%保護するとも受け取れる発言を行った。しかし、その直後に大蔵省の保険部長は、大蔵大臣の発言は「受け皿会社にすべての保険契約が移る」という意味であること、そして「保険金を全額保護できるよう努力するが、実際の金額は契約移転の計画づくりの中

で決まっていく」と、事実上大蔵大臣の発言に対する修正を行ったのである。そして、その後大蔵大臣の発言は「保障の継続」を約束したものと言い換えられた²⁾。このように、初めての生命保険会社の経営破綻に直面した行政サイドの、かなりの混乱ぶりがうかがえる。

さて、日産生命は明治42年(1909年)の創業で、総資産が2兆609億円の中堅保険会社であった。同社は、創業80周年(1989年)に向けた取組みとして1985年に他業態との提携による販路の多角化、規模の拡大を図る積極的な経営計画である5カ年計画を発足させた。そして、1987年からは個人年金保険等の高利回り商品(5.5%)を大量販売した。その商品は、保険料を加入時に一括払いする個人年金保険に提携金融機関のローンを組み合わせたもので、爆発的にヒットした。日産生命は160を超える地方銀行や信用金庫と提携を結び、これらの金融機関が1987年から89年までの3年間で得た利益は、1100億円を超えていた³⁾。このようにしてローンと提携した個人年金が大きく拡大することによって、日産生命の資産構成は運用利回りが高い個人年金の比率が全体の半分近くを占めるに至った。そしてやがて、本来はローンを提供するだけの金融機関が保険商品販売の主導権を握り、日産生命がコントロールできない事態となった。日産生命の商品が「銀行の金融商品として独り歩き」をするようになったのである。そして莫大な利益が金融機関のもとに入った。その後バブル崩壊後の低金利政策によって大幅な逆ザヤに苦しむようになった日産生命は、金融機関にセット販売の抑制を要請した。しかし、すんなり応じたのは2行だけであったという⁴⁾。債務超過を解消すべく外貨建デリバティブ商品や株式による運用を行ったが、結果的には失敗しさらに多額の債務を抱えることとなった。マスコミは、日産生命がデリバティブを

2) 『インシュアランス(生保版)』、1997年12月25日号。

3) 当時は、金融機関が保険を販売することは禁じられていた。しかし、某第二地方銀行の行内向けのローン提携商品に関する「内部取扱要領」には、「銀行員が保険契約を取ることは募取法第9条で禁止されています」との文言の後に、「これは建前であります」と書かれているという。(『個人年金に踊った虚構の拡大戦略』(『日経ビジネス』1997年10月13日号所収、93頁。))

4) 同論文、94頁。

組み込んだ決算対策商品を大量に保有していたことが欠損額を大きくさせた、と伝えている⁵⁾。

ところで、日産生命は破綻前の数年間において、財政状況が実質的に債務超過の状態にあった。そして、1996年に日産生命の経営危機を察知した団体年金の契約先が有価証券の含み損益等に関する経営情報のディスクロージャーを求めたところ、日産生命が資産内容の悪化を隠すためにその要請に応じなかったという⁶⁾。そこで、その団体年金の契約先は保険契約を解約したので日産生命から資金が流出し、経営破綻に至る大きなきっかけとなった。このように、日産生命の債務超過は早くから明らかとなっていた。そして、それに対して何の手も打たれていなかったわけではない。戦後初めてという生命保険会社の経営破綻を前にして、関係者はギリギリまで解決のために努力を続けたことが明らかとなっている。しかし、最終的には不調に終わったのである。

そこで生命保険契約者保護基金が救済を行うことになるのであるが、基金は救済生保が現れることを前提としており、その救済生保に対して資金援助を行うことになっていた。しかし救済生保が現れなかったため、管財人である生命保険協会は新規営業をも認める新会社の設立を検討した。しかし、これも不調に終わった。そこで、6月26日に生保業界が共同で設立する株式会社で、新規募集は行わず日産生命の既契約の維持管理のみを行う「あおば生命保険株式会社」が設立された。同社は、生保43社の出資（資本金10億円）によるもので、7月7日に生命保険業の免許を取得した。日産生命の最終的な債務超過額は2906億円であるが、このうち2000億円は生命保険各社からの負担による生命保険契約者保護基金から援助を行うこととした。そして残りの債務については、予定利率の変更、解約控除率の採用等、契約の維持管理と資金運用によって今後5年間で処理することとした⁷⁾。そして、以下のよ

5) 日産生命は、逆ザヤのためにそのままの状態だと今後毎年約30億円も損失が見込まれていた。

6) 恩蔵三穂、「生命保険会社の破綻処理策をめぐる日米比較」（『保険学雑誌』第562号所収）43-44頁。

うな計画が策定された。すなわち、既契約に対する予定利率は、以前の利率を2.75%に引き下げ、それに伴う措置として①保険料は不変、②保険金額、年金額、給付額を変更する。解約返戻金を7年間にわたって削減する。削減率は97年度に15%とし、年度ごとに2%ずつ引き下げていくというものであった⁸⁾。この案に対する1カ月の異議申立て期間中に申立てを行った契約者は、4211人、全契約者の0.38%で、契約者全体の10分の1に達しなかった。また、移転対象契約者の保険契約に係る積立金額も0.91%であり、法定の10%以下であったために、9月1日に契約処理案は確定した。

その後生保協会は、あおば生命の譲渡先を検討していたが、1997年9月17日開催の理事会で、あおば生命の株式をモルガン・スタンレー社が推薦するフランスのアルテミス社の子会社であるタワー・エス・エイに250億円で譲渡することを決議し、株式譲渡契約を締結した。そしてあおば生命の株式譲渡は、11月30日に行われた。このようにして外資系法人が日本の既存の生保会社の全株式を初めて取得することとなったのである。金融再生委員会は、保険業法に基づき保険持株会社を認可した。これも初めてのことである。そしてあおば生命は、保険契約の維持管理会社として、引き続き業務を行うこととなった。なお、あおば生命の譲渡による250億円は、生命保険契約者保護機構が引き継ぎ、生命保険協会の借金の返済にあてられた。

(2) 東邦生命保険相互会社

二番目に経営破綻した東邦生命の場合は、日産生命とは異なった経緯を辿った。すなわち、経営困難に直面して経営破綻に至る以前に、営業権譲渡による生き残りという選択を行ったのである。

東邦生命もまた日産生命と同様、1985年以降積極的な拡大戦略が採られた。

7) 契約締結の時期別の予定利率は、92年以前は5.5%、93年は4.75%、94-95年は3.75%が多い。

8) 日産生命の1997年5月16日現在の含み損は、有価証券1493億円、不動産460億円、貸付金251億円。合計2315億円である。そしてこの額にオンバランスの債務超過額591億円を加算した合計額となる。

すなわち、高い予定利率の資産性商品を販売することで、急速に契約を拡大した。しかし、このことによる逆ザヤの発生により93・94年度には経常赤字となった。バブル崩壊の後遺症と逆ザヤによる負担は、同業他社と比較しても極度に高かった。そこで同社は、経営陣の交代を行い、危機感をバネに不採算部門の切り捨てや人員の大幅削減等を行うほか貸金体系を改革する等、革命的ともいえる改革を行った。そして、1998年2月、アメリカの大手ノンバンクのGEキャピタルとの提携に踏み切った。そして3月6日に、合弁会社「ジー・イー・キャピタル・エジソン生命」(株)として発足した。エジソン生命は、3月19日、大蔵省から保険業免許を取得し、4月1日から営業を開始した。同社は、商品、営業職員、代理店等と共に東邦生命からそっくり譲り受けた支社営業網と法人営業部門をチャンネルにして、最初から全国スケールの営業を展開した。そして東邦生命は4月1日より新契約業務を停止し、既存契約の維持・管理に業務を特化して再生の道を歩むこととなった。再生のシナリオは、業容拡大を通じて財務体質の健全化と内部留保の充実を図ることであった。

このようにして、東邦生命は既契約の維持・管理を行うほか、エジソン生命の新契約を再保険として受けることで収益をあげることにしていた。しかし、不良債権の増大、保有契約高の減少による資産流出や高い予定利率の商品を抱えることによる逆ザヤ等が経営を圧迫していた。そしてエジソン生命との提携からわずか1回の決算を終えただけで破綻した。1999年6月4日、早期是正措置が適用され、業務停止命令が下りたのである。不良債権の償却負担に耐えられなかったことから2000億円超の債務超過となり、監査法人「トーマツ」の決算承認を得られなかったことが直接のきっかけであった⁹⁾。

9) 東邦生命は、GEエジソン生命に営業権を700億円で譲渡した。さらに、財務再保険を活用してGEエジソン生命から500億円の資金を調達した。これらは不良債権の償却等、財務体質の改善と責任準備金の積み増しに充てられた。しかし、営業権を譲渡したことで、予定利率の低い新契約の比率を高めて逆ザヤを解消するという道は閉ざされ、また残存する契約が将来生み出すはずの死差益・費差益の一部も、財務再保険によって先取りしたために、東邦生命の収益源は限定され

東邦生命は臨時取締役会において事業の継続を断念する決議を行い、金融監督庁に対して同決議の報告を行うとともに、業務の停止および財産の管理等について規定した保険業法第241条の規定による業務停止命令等の発動を要請した。これを受け、金融監督庁は、業務の一部の停止、一層の資産の悪化を招く行為の禁止等の措置を命じた。生命保険協会は、他の弁護士、公認会計士とともに保険管理人に選任され、資産状況についての査定業務を開始するほか、受け皿会社を探す等の契約の移転計画の作成を行った。しかし、当初2000億円程度と考えられていた債務超過額が精査の結果6500億円にも拡大していることが判明し、東邦生命の受け皿会社を決定するための期間は予想以上に長期に及んだ。最終的に1999年12月22日、金融監督庁は保険業法247条第2項に基づき、東邦生命の保険契約をジー・イー・エジソン生命へ移転することを承認した¹⁰⁾。契約の移転にあたり、既契約の条件は予定利率を1.5%に引き下げる等、契約者に不利に変更された¹¹⁾。

12月末に保険金等の支払い業務を停止した後、社員総代会の後1カ月間

た。(深尾光洋・日本経済研究センター編、『検証生保危機』、2000年、日本経済新聞社、114頁。)

- 10) 1999年4月、「ジー・イー・キャピタル・エジソン生命」は、「ジー・イー・エジソン生命」に社名を変更した。なお、1999年9月末現在の債務超過額は約6500億円で、当時の金融情勢では将来にわたり、毎年約600億円の利差損が発生すると見込まれていた。要処理額(法令に基づく責任準備金削減等の調整後)は約6000億円、営業権の額は約2400億円、生命保険契約者保護機構からの資金援助額は3813億円であった。
- 11) 主な条件変更は、次の通りである。①特定責任準備金等を原則として90%を確保する。個人年金、財形保険、財形年金保険については、100%確保する。②予定利率を1.5%へ引き下げるとともに、予定死亡率を東邦生命の最新の水準に、予定事業費率を保有契約の平均的な水準に変更する。(予定利率は、平成4年度以前の契約は5.5%、5年度は4.75%、6・7年度契約は3.75%が多い。)③解約返戻金等の支払いについては、保険契約移転後から約8年間、一定の控除を行う早期解約控除を設定する。ただし、2001年3月末までの破綻に関しては特例措置が適用され、破綻保険会社の保険契約者に対し、基本的な補償(ママ)限度に対する上乘せ分がある。個人保険や団体保険において、特例措置期間中に保険事故が発生したものについては、死亡保険金および入院給付金の支払いが全額補償(ママ)される(生存給付金、満期保険金など生存に関わるものは補償(ママ)の対象にならない)。また、個人年金保険や財形年金保険においては、責任準備金の全額が補償(ママ)される。(深尾光洋・日本経済研究センター編、前掲書、119頁。)

の異議申し立ての手続きを経て3月1日付けで契約を移転し、3月下旬から保険金等の支払い業務が再開された。異議申し立てを行った契約者は862名であり、0.06%であった。積立金額も0.01%であり、いずれも10%に満たなかったため、契約処理案は確定した。そしてジー・イー・エジソン生命は、2000年3月1日、東邦生命からの包括契約移転を完了し、同日から諸支払請求手続きの受付を開始した。

さて、東邦生命の経営破綻に関連する要因の一つに、ずさんな融資があげられている。すなわち、バブル期に慎重な審査をすることなく積極的な融資を進めたため、大量の不良債権を抱えてしまったのである。東邦生命の清算人・提訴等検討委員会は2000年7月21日、東邦生命の社長と副社長に対し、10億円の損害賠償を求めて東京地裁に提訴した。訴えの理由は、元社長については、自らの利益を目的として、ノンバンク等を経由し元社長と個人的関係の深い会社に融資を行ったこと等である。また、元副社長に対しては、以上の事情を承知のうえで融資に協力したことについてである。

(3) 第百生命保険相互会社

第百生命は、業界水準を上回る含み損、リスク管理債権、逆ザヤ等で財務内容は脆弱化しており、その改善強化を図る必要に迫られていた。そこで、第百生命もまた、東邦生命と同様、営業権譲渡による生き残りという選択を行った。

1999年2月9日、第百生命はカナダの生命保険会社マニユファクチュアラーズ社と合併で新たな生命保険会社を設立することを合意した。そして同年4月1日から、「マニユライフ・センチュリー生命保険(株)」の社名で営業を開始した。これは、第百生命が販売商品、営業拠点、営業職員等のいわゆる営業権をマニユライフ・センチュリー生命に譲渡して、第百生命は保有契約の維持・管理と資産運用だけの会社として存続することとした。すなわち、既契約に対する事務・保全サービス等については、新保険会社と第百生命の間で締結される業務委託契約に基づいて現在の担当職員が行う。そして新会

社は、第百生命がそれまで行っていたほぼ従来通りの営業を行うというものであった。当然のことながら、第百生命の既契約はそのまま継続された。しかしながら、第百生命自体が存続を維持することは、不可能となった¹²⁾。そして金融庁は、第百生命に2000年2月14日、不適切な劣後ローンの取り入れによって虚偽のソルベンシーマージン比率をディスクローズしたとして、業務改善命令を出した。そこで第百生命は、2000年5月31日、臨時取締役会において事業の継続を断念する決議を行い、金融監督庁に対して同決議の報告および保険業法241条に基づく措置の発動の要請を行った。金融監督庁は、第百生命からの破綻申し出を受けて直ちに業務の一部停止を命じ、翌日、弁護士、会計士、生命保険協会を保険管理人に選任した。そして保険管理人に対して同社の業務及び財産の管理を命ずるとともに、保険契約の移転等を定める計画の作成を命じた。

そして第百生命の保険管理人は、直ちに救済会社の選定手続きを開始した。そして2000年12月15日、マニユライフ・センチュリー生命および親会社であるザ・マニユファクチュアラーズ・ライフインシュアランス・カンパニーとの間で、第百生命の保険契約をマニユライフ・センチュリー生命に包括移転する契約締結交渉で基本合意に達した。これを受けて2001年1月19日、第百生命保険管理人は、第百生命の保険契約をマニユライフ・センチュリー生命を移転先とする包括移転を決定し、金融庁に対して承認申請を行った。それによると、第百生命の債務超過額は3200億円、将来にわたる毎年の逆ザヤ額は400億円の発生が見込まれる厳しい状況にあるとされている。債務超過3200億円の現時点での要処理額は2920億円と評価されているが、これについては、マニユライフ・センチュリー生命において計上される移転保険契約価値1470億円と生命保険契約者保護機構からの資金援助額1450億円により、債務超過状態は解消されるとしている。

12) 第百生命は、新契約の営業権を400億円で譲渡し、自己資本を強化した。しかし逆ザヤは解消せず、同様のスキームを採用した東邦生命の経営破綻を機に解約が急増し、経営破綻に至った。(深尾光洋・日本経済研究センター編、前掲書、66頁。)

2001年2月15日に総代会が行われ、マニユライフ・センチュリー生命への包括移転に関連する諸議案が承認され、翌2月16日に契約者に対して契約移転および契約条件の変更等に関する通知がなされた。異議申立て結果は、対象契約者総数百万七千余名に対して異議申立て数90名(0.01%)、積立金額1兆5400億円余に対して申立て55億円余(0.37%)で、いずれも10%に達しなかったために契約処理案は確定した。第百生命は、4月2日にマニユライフ・センチュリー生命への移転契約を終えて、精算手続きに入った。

さて、第百生命の経営破綻の原因として、一般的な問題として長引く低金利と株価の低迷が指摘されている。そして第百生命における固有の問題として①貯蓄保険依存体質、②一時払い商品への傾斜、③資産における株式占率の高さ等があげられている。そしてこれらに対して旧経営陣が抜本的な改善を実行することができないまま、環境悪化の中で経営破綻に至ったとされている¹³⁾。なお、旧経営陣に対する責任について検討する「提訴等検討委員会」が設置されたほか、契約者への負担および契約者保護機構から多額の資金援助を受けることとなった事態に対する道義的責任として、役員退職慰労金の返還請求がなされた。

(4) 大正生命保険株式会社

大正生命の場合は、巨額詐欺事件に巻き込まれて破綻した特殊なケースである。しかし、早晚破綻は不可避であったと見られている。自己資本の不足が懸念されていた大正生命もまた、東邦生命や第百生命と同様、外資と提携を行った。その概要は以下の通りである¹⁴⁾。

大正生命は、2000年3月9日、クレアumont・キャピタル・ホールディング株式会社との間で以下のような資本並びに業務提携について基本的に合意したことを発表した。すなわち、大正生命の自己資本を強化するために大正生命の第三者割当増資6000万株をクレアumont社が引き受け、30億円の出資

13) 『インシュアランス(生保版)』, 2001年4月19日号。

14) 『インシュアランス(生保版)』, 2000年4月6日号。

を行う。増資の時期は、3月末をめぐとする。また、クレアモント社傘下の三洋投信委託との業務提携を進め、保険総合口座、介護保険、確定拠出型年金制度等、資産形成アドバイスサービスの充実強化を進めていく。そしてこれにより大正生命は、懸案であった自己資本の充実を図ることにより、経営の健全化と安定化を確保する。一方クレアモント社は、大正生命が全国に有する販売ネットワークを活用し、三洋投信委託の投資信託の販売等、グループ独自の顧客開拓力の充実をめざす、等である。そして、2000年3月末にクレアモント・キャピタル・ホールディング株式会社への支援により50億円の第三者割当増資を実行したことで、大正生命のソルベンシーマージン比率は220%程度となる予定であった。

しかし、その後監査法人の指摘により厳正な計算を行ったところ、3月末時点のソルベンシーマージン比率が67.7%と大きく低下することが判明した。そこで、クレアモント社にあらためて支援を要請し、6月と8月にそれぞれ12億7750万円と45億円の増資を行うこととした。これにより、8月1日時点でソルベンシーマージン比率は355%程度に回復するはずであった。しかしながら、2000年8月28日、金融庁は大正生命に対し業務の一部停止を命じた。その理由は、「財務の状況が極めて厳しい中、資産運用に係る業務の運営が著しく不適切であり、その保険業の継続が保険契約者等の保護に欠ける事態を招くおそれがあると認められる」というものであった¹⁵⁾。

ところで、大正生命が危険水域を超えたのは、この数年前であった。そして逆ザヤの痛みは、資産性の高い商品を主力に据えたことで増幅し、高利回りを狙った運用の失敗から体力は劣弱化、遂にはソルベンシーマージンも1999年度決算で67.7%に急落した。最後の手段としては、第三者割当てによる増資以外にはなかった。しかし、問題があった。増資の引受先が在来の金融機関ではなく、突如筆頭株主となったクレアモント・キャピタル・ホール

15) 『インシュアランス (生保版)』, 2000年9月14日号。ちなみに2000年8月末現在の大正生命の債務超過額は365億円, 2001年2月23日現在の要処理額は332億円と評価されている。毎年20億円の利差損が発生することが見込まれている。

ディング株式会社とその代表者一人に偏っており、不自然さを感じさせたということである。救い主となるべき者が資本注入によって経営の全権を握り、保険資産を大量に身内の会社に流用するおそれがあったのである。すなわち、大正生命の破綻に至るプロセスとして、巨額の債務超過、資産性の高い商品占率、超低金利による逆ザヤ、運用パフォーマンスの低下など、資産と負債の双方に問題があっただけでなく、社会的にみても不適切な経営がなされていたということである。そして大正生命保険管理人は、調査の結果次のような指摘を行った。すなわち、長年にわたり、他社よりも予定利率が高い貯蓄保険を販売していた。また、不十分な内部管理態勢のもとで資産運用が行われたため、不良債権が増大し、これが大正生命の経営を悪化させた。さらにクレアモント・キャピタル・ホールディング株式会社の代表であるK氏の詐欺により債務超過に陥った可能性がある。また、いくつかの重要な事案について取締役や監査役の機能が十分に発揮されていなかった等である¹⁶⁾。

そして、大正生命の清算人は、2001年9月7日、旧経営陣に対して損害賠償を求める訴訟を東京地裁に提起した。

一方、大和生命相互会社とソフトバンク・ファイナンス(株)は、2001年2月22日、折半出資による合弁生命保険会社である「あざみ生命保険株式会社」(資本金10億円)を設立し、同日付けで営業を開始した。そして大正生命の保険契約は、2001年3月31日、「あざみ生命保険」に包括移転された。あざみ生命への契約移転に当たって、あざみ生命は営業権70億円を計上し、要処理額332億円のうちの残りの262億円を生命保険契約者保護機構に援助してもらうこととした。資本金を大和生命とソフトバンク・ファイナンス(株)がそれぞれ25億円ずつ追加出資して60億円に増額し、あざみ生命は4月2日から営業を開始した。

ところで、その後あざみ生命は2001年7月1日付けで大和生命から営業譲渡を受けて、新契約の募集を行い、大和生命は維持管理会社となった。さら

16) 『インシュアランス (生保版)』, 2001年4月12日号。

に、2002年4月、あざみ生命(株)と大和生命(株)が合併して、大和生命(株)となった。その際、資本金を100億円に増資した。このように、大和生命があざみ生命に営業譲渡してから1年もたたないうちに合併したのである。このようになりわかりにくい方法が採用された理由としては、次のような事情があった。すなわち、大正生命の保険契約を直接に大和生命に移転した場合には、大和生命の責任準備金の減少等が発生しソルベンシーマージン比率の低下を招く等、大和生命の信用低下を発生させるおそれがあった。そこで受け皿会社を設立して、契約の移転をはかることとしたのである。設立に当たってはソフトバンク・ファイナンス(株)と共同出資を行うこととしたが、後に異業種事業会社が資本参加することで、大和生命とソフトバンク・ファイナンス(株)は出資比率を下げることとなる。大和生命がソフトバンク・ファイナンス(株)を相手に選んだのは、同社の既存のインターネット金融サービスに生命保険が加わることにより、より充実した総合的なサービスの提供が可能になるからである。なお、将来は異業種事業会社との多面的な提携の中核としてコンソーシアムを組織し、金融卸売業を目指すほか、生活総合支援グループを創設する等、新たな事業の展開を行うこととしていたからである。そして2001年4月26日、異業種企業49社の出資を得て資本金を110億円に増額した。新たな出資企業としては、トーア再保険会社、ヤフー、ダスキンをはじめ、美容事業、情報システムサービス業、カー用品専門店チェーン、医療機器・医薬品メーカー、建設業、電気工業業、福利厚生代行業、旅行代理業等様々な業種が参加している。

(5) 千代田生命保険相互会社

明治37年(1904年)創業の千代田生命は、日本の生命保険事業の上位8社(日本、第一、住友、明治、朝日、安田、三井、千代田)に含まれていた。大手生保7社に追いつくために展開した80年代の積極的経営が裏目に出て、不動産投資による大量の不良債権を発生させた。また、株式の含み損や外債による為替差損も大幅に膨らみ、財務内容が悪化していた¹⁷⁾。そして2000年

10月9日、千代田生命は東京地裁に会社更正手続き開始の申し立てを行い、即日受理され、破綻した。そして、わずか4日後の10月13日に金融庁より会社更正手續開始決定を受けることとなった¹⁸⁾。生命保険会社としては、会社更正手続きの第一号である。

千代田生命は経営破綻にあたって、大略、以下の発表を行った¹⁹⁾。

昭和60年(1985年)頃からいわゆるバブル経済の時期、同業の上位他社を意識した量的拡大を志向し、高い予定利率の保険商品、特に団体年金に傾注し、資産の急拡大を行った。また、この時期、運用利回りの高い不動産関連の企業向け融資や株式投資を積極的に推進した。このような高い負債コスト構造を抱えた状態でバブル経済が崩壊し、低金利環境となったことから逆ザヤが発生した。また多額の不良債権や株式の下落による経常赤字等の財務内容悪化による経営不安により、新契約高・保有契約高が減少し始めた。その後、日産生命の破綻を契機として、生命保険会社の信用力が大きくクローズアップされるようになってきた²⁰⁾。これに対応して、格付け、ソルベンシー

17) 小藤康夫、『生保危機の本質』, 2001年, 東洋経済新報社, 26頁参照。

18) 2000年6月30日に、問題のある生保を早い段階で処理するために相互会社に対しても更正特例法を適用する法律、すなわち「金融機関等の更正手続きの特例等に関する法律」を改正する法律が施行され、相互会社も会社更正手続きの適用を受けることができるようになった。それまでは、いったん会社を清算するしかなかったのであるが、更正特例法は会社の存続を前提としているので、この制度のもとでは債務超過が爆発的に増大することは避けられる。また、金融機関等がもつ劣後ローンや一般再建をカットすることができることから、契約者への影響を小さくすることが可能となる。しかしながらそれは、同時にいくつかの問題点も含んでいる。たとえば、外資系保険会社が比較的少額の投資で問題生保を傘下におさめることが可能となる等である。すなわち、更正特例法によって保険金の引き下げ等を行うことができるからである。外資系保険会社にとっては、経営破綻の前に支援するよりも、時間とコストの点で相当に有利になるからである。(『朝日新聞』, 2000年10月21日参照。)

19) 『インシュアランス(生保版)』, 2000年10月26日号。

20) 千代田生命は、次に見る協栄生命と同様、解約ラッシュによってトドメを刺された。すなわち千代田生命は、2000年4月から9月末までに約4500億円も総資産が減少した。そして10月初旬に東海銀行が千代田生命の支援に消極的な姿勢を見せてから、契約者の不安が一気に高まった。(大地一成・小野瑛子、「問題は「生命保険会社のお粗末な商品構造」と「リスク管理能力に欠けた契約者」にある」(『エコノミスト』2000年11月7日号所収) 33頁。)

マージン比率の向上のために経営の合理化、リスク管理債権の圧縮、劣後ローン等広義の自己資本の拡充を図ってきたが、株式・不動産価格の下落が続く中で、これらの効果は相殺され抜本的な信用回復ができない状態が続いた。1999年度決算では有価証券の含み損が拡大したこと等から、ソルベンシーマージン比率は200%に近い水準にまで下落した。そこで大幅なソルベンシーマージン比率の向上を図るべく、この春から金融機関に対して資本増強の協力を要請し、また複数の支援先候補との提携も模索していたが、その実現が困難となった。一方、この間同社をめぐる信用不安は日増しにつり、とくに9月中旬頃より急速に拡大した。このまま事態を放置すれば、資産はさらに劣化し、契約者に大きな損害を与えるおそれがあると判断し、更正手続きを申し立てるに至った。

2000年10月13日の更正手続き決定以後、契約者の負担を最小限にとどめ、企業価値を最大化させるべく複数のスポンサー候補との交渉が続けられた。その結果、アメリカン・インターナショナル・グループ(AIG)と合意を得、2001年2月23日に両社の間でスポンサー契約に関する覚書が締結された。これによると、千代田生命の更正計画案の概要は次の通りである。

更正計画案の策定にあたっては、①契約者保護、②会社価値の最大化、③経営責任の調査・追及を基本とした。破綻した千代田生命の2000年10月13日現在における資産総額は約2兆2330億円、負債総額は約2兆8280億円で、債務超過額は約5950億円となっている。また、現在の状況が継続した場合、将来毎年約300億円の逆ザヤが発生すると見込まれるとしている。しかし、契約者保護機構の原資が他の生命保険会社の契約者の負担または公的資金による生命保険契約者保護機構に対して資金援助を申し込まない。責任準備金は10%削減し、予定利率は1.0%から1.75%の範囲で変更する。責任準備金削減対象となる個人保険・団体年金保険は、認可決定直後とその4年後の事業年度最終日を基準として特別配当金を支払う。早期解約控除は10年間で、20%から2%までの間に設定する。株式会社に組織変更を行い、社名を「エイアイジー・スター生命」とする²¹⁾。エイアイジー・スター生命は、4月20日

から営業を開始した。その際、健全な財務力を確保するために600億円の資金を注入した。

これに先だって2001年1月10日、旧経営陣の経営者責任の有無について、経営者責任調査委員会が設置され、調査が続けられた。そして社長等の旧経営陣4名に対して、金融機関などの更正手続きの特例に関する法律（更正特例法）第160条の29に基づき、損害賠償の査定申し立てがなされた。これに対して2001年3月23日、東京地裁は、千代田生命の前会長等4名に対して、総額71億円余の損害賠償を命じた²¹⁾。

（6）協栄生命保険株式会社

千代田生命の経営破綻に引き続いて2000年10月20日、協栄生命保険株式会社もまた東京地裁に更生特例法の手続きを申請した。生命保険会社としては、戦後最大の経営破綻である。協栄生命は、昭和10年（1935年）民間生命保険各社の出資によって設立された協栄生命再保険株式会社を前身としている。生命保険中央会を経た後、1947年5月に株式会社として設立された。教職員や自衛隊等をはじめ広く全国的に営業を展開し、堅実な経営を行っていると思われていた。

協栄生命もまた、1980年代以降の高金利環境を背景に量的拡大を指向し、高予定利率の商品を積極的に販売した。また、企業向け貸付け、株式投資、不動産投資も積極的に行うとともに契約者配当も積極的に行って、内部留保を最小限にとどめた。同社の場合も逆ザヤが業績悪化の最大の原因であった。すなわちバブル期に4%から6.25%という高い利回りの多数の保険契約を行

21) 2001年3月15日、仮債務超過額は3119億7600万円と確定した。そして予定利率は1.5%とした。なお、この更正計画案は3月30日に関係人集会で承認され、翌31日、東京地裁はこれを認可決定した。

22) 元役員32名に対し責任の重さの程度に応じてA-Dの4ランクに分類して、責任追及が行われた。Aランクは上記の4人であるが、その他の28名のうちBランクに属する4名に対しては退職金の返還が求められた。CおよびDランクに属する者に対しては、それぞれの責任の程度に応じて数百万円から数千万円の範囲で返還が求められた。『インシュアランス（生保版）』2001年4月12日、4月26日号。]

なっており、バブル崩壊後の不動産価格の暴落による株式含み益の大幅な減少、長期にわたる景気の低迷、低金利政策等によって多額の逆ザヤが発生したのである²³⁾。

協栄生命は、債務超過の事態を打開するために劣後ローンを導入し、第三者割当増資等によって資本増強を図るほか資本提携により窮状打開を図ってきた。とくに、以前から親密な関係にある米国のプルデンシャル社に対して資本増強ならびに広範な業務提携について交渉の上、2000年5月には基本合意に達した。しかし、その後2000年上期の業績によって基本合意の実現は困難となった。またその他との支援提携も模索してきたが、結果的には成功しなかった。そしてソルベンシーマージン比率が200%近くにまで落ち込む見込みとなった²⁴⁾。このような状況の下で、直前に現実のものとなった千代田生命の破綻が「次に危ない生保を探らせる」こととなり、それによって解約が急増し、経営破綻に至った²⁵⁾。

2000年10月20日に申請された更正手続きは、3日後の10月23日に決定がなされ、更正管財人によって更正計画案の策定が進められた。また複数のスポンサー候補社と協議を重ねた結果、生命保険保険契約者保護機構に対して保険業法に基づく資金援助又は公的資金の投入を求めないことを約束したプルデンシャル保険会社（アメリカ）の支援のもとに会社更正手続きを行うこ

23) 1995年以降2000年までの同社の運用利回りは、毎年3.83%、3.82%、2.89%、2.01%、1.54%と、下落の一途を辿っている。そして同社の協栄生命の1999年度の逆ザヤは年間750億円に達する。（「逆ザヤ破綻」みんなで渡ったあとのリスク」『エコノミスト』2000年11月7日号所収。）

24) 協栄生命は、相互会社の第一火災に自社の優先株170億円を引き受けさせ、その見返りとして第一火災の基金に300億円拠出していたが、第一火災の破綻でこの基金が失われてしまった。その後生損保間で意図的に持ち合う基金や劣後債務は、自己資本の水増しを図る「ダブルギアリング」であるとして、2000年4月からソルベンシーマージンへの算入が禁止された。（深尾光洋・日本経済研究センター編、前掲書、67頁。）

25) また、「昭和30年代から40年代に入社した人たちが生保各社の枢要な地位にあるが、長い間恵まれた状況にあったために、思い切った経営改善策をとることが遅れた。」『インシュアランス生保版』2001年1月18日号所収、15頁。）という指摘もなされている。これは、協栄生命のみではなく、生保会社全般に共通するものであろう。

とが決定された²⁶⁾。そして2001年2月14日、概略以下のような更正計画案が東京地裁に提出された。すなわち、2000年10月23日現在の協栄生命の資産総額は約4兆890億円、負債総額は約4兆4145億円で、債務超過額は3255億円である。なお、資産中には営業権3640億円が含まれている。会社再建にあたって、生命保険契約者保護機構から資金援助を求めない。アメリカのプルデンシャル保険会社の子会社が新資本金500億円を全額引き受けるほか、980億円の劣後ローンを拠出する。これにより、ソルベンシーマージン比率500%を維持する。債務超過と逆ザヤ状態を解消するため、発行済み株式全部を無償消却するほか、予定利率を1.75%に引き下げる等契約の変更を行う。8年間にわたって早期解約控除を行う。また4年および8年経過時に、責任準備金の削減を受けた契約に対して特別配当を行う等である。

この更正計画案は関係人集会において承認を得た後、4月2日、東京地裁によって認可決定された。その翌日、協栄生命保険株式会社は、2001年4月3日から「ジラルタ生命株式会社」に社名を変更して業務を全面再開した。ザ・プルデンシャル・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカは、4月23日にジラルタ生命の新資本金500億円の全額出資を完了したことで、ジラルタ生命をグループの傘下におさめたと発表した。また、同時に980億円の劣後ローンの拠出も終了している。これにより、東京地裁は旧協栄生命の更正手続きの終結を決定した。(続)

(ただ・ひさよし／経営学部教授／2003年10月31日受理)

26) 候補企業としては、GEキャピタル、大和生命・ソフトバンクグループ等があったが、プルデンシャルはすでに資産の精査を終えていたため支援企業に内定した。他の候補企業は支援条件を検討するための期間がほとんどなかったため、公平性に欠けるとの批判もあるが、支援企業の選定が長引けば資産が劣化し保険契約が失われていくため、破綻処理に伴うコストは増加することにも留意する必要がある。(深尾光洋・日本経済研究センター編、前掲書、68頁。)

Insolvency of Life Insurance Companies in Japan (1)

Hisayoshi TAKEDA

In 1997, Nissan Mutual Life Insurance Company became insolvent. This was an astonishing event and unbelievable in this country, because we have not experienced the insolvency of Life Insurance Company for more than a half century. But, we suffered the same damage successively, that is, other six Life Insurance Companies became insolvent within only four years. Though these two and a half years, we have not experienced the insolvency, the fear of the insolvency of other companies are not disappeared.

By the way, it is my opinion that the situation of economy and society in Japan now has been changing dynamically, and that the insolvency of Life Insurance Companies and the change of insurance business are some phenomena of this dynamic change. This paper is one of the preparatory works for the study of this dynamic change.

The contents of this paper are as follows.

- (1) To clarify the realities of insolvency of seven Life Insurance Companies.
- (2) To investigate the reasons of insolvency of seven companies.
- (3) To survey the change of the security system for insured persons.